

京都市告示第 2 7 7 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科音羽緯 3号線	山科区音羽八ノ坪47番地の1地先から 同49番地の1地先まで	旧	メートル 41.40	メートル 4.25 ~ 5.85
		新	41.40	6.01 ~ 9.60

(建設局土木管理部道路明示課)